

令和8年度交通安全ポスター及び作文の募集要綱

1 目 的

交通安全に関するポスター及び作文を募集することによって、児童・生徒の交通安全に対する関心と意識の高揚を図るとともに、これを広く活用して県民に交通事故防止を訴える。

2 主 催

埼 玉 県 警 察
埼 玉 県 教 育 委 員 会
(一財)埼玉県交通安全協会

3 後 援

埼玉県交通安全対策協議会

4 募集部門及び応募資格

(1) 交通安全に関するポスター及び作文の2種類とする。

(2) 以下の3部門とする。

ア 小学校、義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部（以下「小学校等」という。）低学年の部（1年生～3年生）

イ 小学校等高学年の部（4年生～6年生）

ウ 中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中学部（以下「中学校等」という。）の部

(3) 県内の公立小学校等及び中学校等に在学する児童生徒とする。

5 課 題

交通安全についての的確に表現し、広く県民一般に交通安全に関する理解と実践を呼び掛けるものであること。

なお、作文については、家庭内で交通安全について話し合ったもの、あるいは自らの体験に基づくものなどであること。

6 規 格

(1) ポスター

小学校等低学年の部は原則として八つ切り（B4サイズ）、小学校等高学年の部及び中学校等の部は四つ切り（B3サイズ）を使用して作成するものとする。

なお、ポスターの図柄となる信号機の色・配列、標識・標示、通行区分等が誤って描かれなように、また、自動車乗車中は、シートベルトを着用する等に注意すること。

(2) 作 文

小学校等低学年の部は400字詰原稿用紙2枚以内、小学校等高学年の部及び中学校等の部は400字詰原稿用紙3枚以内とする。

7 応募方法

(1) 各学校においては、児童及び生徒の作成したポスター及び作文の中から優秀な作品を選定し、地区交通安全協会（所轄警察署内）に提出する。

地区交通安全協会及び所轄警察署は、第1次審査を行い、別紙1に定める数の作品を埼玉県交通安全協会に送付する。

(2) 提出期限

ア 学校から地区交通安全協会（所轄警察署内）への提出期間

令和8年7月16日（木）から令和8年9月10日（木）までの間

イ 地区交通安全協会から埼玉県交通安全協会への提出期限

令和8年9月24日（木）

なお、提出期限は厳守すること。

- (3) 応募作品には、「交通安全ポスター・作文出品票」（別紙2）に所定の事項を記入し、作文は作品の表に、ポスターは作品の裏に、それぞれ貼付すること。

また、ひらがなで書かれた氏名については、正規の文字を添え書きすること。

なお、応募作品提出の際には、「交通安全ポスター・作文出品者一覧表」（別紙3）も一緒に提出すること。

- (4) 応募作品は、未発表のものに限ること。

8 審査及び表彰

(1) 第1次審査

各警察署単位に関係機関、学識経験者等による審査会を設けて第1次審査を行う。

(2) 第2次審査

ア 埼玉県交通安全協会内に第2次審査会を設け、ポスター及び作文の各部門別に、次の入賞作品を選出する。

○ 金賞

・ポスター 各 1点

・作文 各 1点

○ 銀賞

・ポスター 各 2点

・作文 各 2点

○ 銅賞

・ポスター 各 3点

・作文 各 3点

○ 佳作

・ポスター 各 10点

・作文 各 10点

イ 審査会は、埼玉県教育委員会、埼玉県警察本部及び埼玉県交通安全協会の役職員で構成する。

(3) 表彰

第2次審査会により選出された入賞者には、主催者並びに関係機関の賞状を授与し、副賞として記念品を贈呈する。第2次審査の選外作品については、参加賞を贈呈する。

なお、表彰式を11月8日（日）に、さいたま市内で開催する予定です。

9 作品の展示と発表

- (1) 第1次審査に参加した作品（第2次審査に提出したものを除く。）は、警察署、地区交通安全協会が関係機関等と協議して地区交通安全協会で管理し、地域の交通安全大会等に展示・発表して交通安全意識の普及高揚に活用すること。

- (2) 第2次審査により入賞された作品は、埼玉県交通安全協会が管理し、作品集の発行及び交通安全協会機関紙「埼玉の交通」に掲載するほか、各種大会会場等に展示し、広く交通安全意識の普及高揚に活用する。